

令和6年第7回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和6年7月3日（水曜日） 15時00分～17時06分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 3番 高畠 千恵美 4番 飛高 聖悟 5番 小野 美智子 6番 伊藤 文士
7番 竹中 裕子 8番 山田 美之 9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝
12番 三又 勝弘 13番 山田 裕也 14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜
16番 塩月 吉伸 17番 茅田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯3区 寺嶋 雅昭 佐伯6区 亀山 悦男
佐伯8区 永田 不二男 佐伯11区 高畠 相吉 上浦区 坂本 啓二 弥生2区 市原洋一
本匠1区 矢野 正人 宇目1区 岡田 安代 直川1区 曾根田 正弘 直川2区 橋迫新五
鶴見区 三又 秀喜 米水津区 坪矢 一義 蒲江2区 塩月 邦彦

事務局： 事務局長 市樂 栄作 副主幹 東木原 一義 副主幹 三股 幸子 主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①佐伯市農業振興地域整備計画の健康に係る意見書の提出について

②非農地証明願いについて

③非農地通知書について（大字海崎）

④農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

③松尾孫重 佐伯市農地利用最適化推進委員の解嘱（案）について

(事務局)

住宅地図の冊子 1 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地を採草放牧地として利用しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は 3 人で行うとのことです。

農地取得が採草放牧地として再び利用していくことのことです。

取得後の耕作面積は 66.73 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

それでは続きまして松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

はい。

特に問題はないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 2 番について、事務局の説明の後、本日担当推進委員が欠席のために、事務局より推進委員の意見を合わせて説明をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 2 ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜や果樹を栽培してるとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の２人で行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 54.94 アールとなります。

今後、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当の推進委員からも特に問題ない旨の意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の２番についてこれ意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の２番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の３番について、事務局の説明の後、松本推進委員さんの意見をお願いします。

（事務局）

はい。

住宅地図の冊子４ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域以外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と父、母の３人で行うとのことです。

農地取得後は野菜と果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 14.5 にアールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして松本推進委員さんお願いします。

（松本推進委員）

はい。

申請されている土地は離れておりますけども、そう遠くなく効率的に農業ができる位置にあるので問題ないと思います。

はい。以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題ないという意見がございました。

それでは三条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の4番について、事務局の説明の後、塩月推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子。

5ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後はみかんを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は29.65アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして推進委員さんお願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の5番、6番及び7番につきましては、申請地が隣接しており譲り受け人が同一人物であるため、一括して審議いたします。

事務局の説明の後、担当推進委員さんが欠席のため、推進委員さんの意見も事務局の方で合わせてお願いしたいと思います。

(事務局)

住宅地図冊子6、7ページをご覧ください。

関連がありますので三条の5.6.7を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内及び外の農地です。

譲り受け人の自己種所有地で米や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲り受け人1人で行うとのことです。

農地取得後は米や果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は140.42アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からも、特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、三条の5番、6番及び7番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の5番6番及び7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして三条の8番について、事務局の説明の後、橋迫推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子8ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己収益地で、米や果樹すぎ苗を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具が所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後はすぎ苗を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 117.53 アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして橋迫推進委員さんお願いします。

(橋迫推進委員)

はい。

杉苗を今後も栽培するということで、問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 8 番についてこれより、意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がありましたので取りまとめたいと思います。

それでは、三条の 8 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 9 番について事務局の説明の後、飛高委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地の冊子。

9 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人で行う計画とのことです。

農地取得後は野菜や果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 1.05 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、飛高委員お願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 9 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条 9 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条の 10 番について、事務局の説明の後、三又推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅基準冊子 10 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻、子の 3 人で行うとのことです。

農地取得は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 5.15 アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺系の農業上の表は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、三又推進委員さんお願いします。

(三又推進委員)

はい。

特に問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 10 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは三条の 10 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 11 番について、事務局の説明の後、曾根田推進委員さんの意見をお願いします。

（事務局）

はい。

住宅地図の冊子 11 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地や農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と子の 2 人で行う計画とのこと。

農地取得後はすぎ苗を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 61.4215 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして曾根田推進委員さんお願いします。

（曾根田推進委員）

はい。

特に問題はないと思います以上です。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 11 番について、これより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは三条の 11 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の12番につきましては、申請地が隣接しており、譲受人が同一人物であるため、一括して、12番と13番ですね、審議いたします。

事務局の説明の後、一瀬推進委員さんが欠席でございますので推進委員の意見を合わせて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子12ページをご覧ください。

関連がありますので、3条の12と13を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してるということです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻、子、子の妻の4人で行う計画ということです。

農地取得は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は65.73アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からは意見がありまして、隣接する土地の許可を今年度に頭を下げていると思うが、まだ米の栽培が行われてないという一つ意見がありました。

事務局の回答としては、米の栽培をするときに、全体の土地がまとまってから、しっかりしたいということのところで、現状、草刈等の管理はしっかり行っていて、今回の許可を含めて、土地がまとまってからしっかり米を栽培したいと、本人の強い意志があるので今回、申請していたということです。

もう一つ、農機具を持っている農機具が足りていないというところなんですが、申請者は農機具がその米とかを作る分で足りない部分に関しては、自分が作っている農地ではもうすでに、農機具を借りて作っているというところで今後も借りて作っていききたいというところで本人の意思があったため、その旨回答させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明、そして担当推進委員さんの意見としては、現状について不安があったようですが、事務局の説明の通りであります。

それでは3条の12番、及び13番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の12番及び13番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の14番について事務局の説明の後、永田推進委員さんの意見ををお願いします。

(事務局)

住宅地の冊子 13 ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地や農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹、野菜を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の 2 人で行うとの経営計画とのこと。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 107.37 アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、永田推進委員さんお願いします。

(永田推進委員)

特に問題はありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 14 番について、これより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 14 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の 15 番について、事務局の説明の後、橋迫推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子 14 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地や農用地区域以外の区域内及び外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人 1 人で行うとのこと。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 55.39 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きましては橋迫推進委員さんお願いします。

(橋迫推進委員)

はい。

農地取得後は、果樹の栽培をしたいということを計画しているようになりますので、問題ないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 15 番についてこれより意見等を求めたいと思いますが、他がございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 15 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 16 番について事務局の説明の後、高畠推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子 15、16 ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域内及び以外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲り受け人と父の 2 人で行う予定とのこと。

農地取得後は、米や野菜を継続して栽培するとのこと。

取得後の耕作面積は 113.99 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、高畠推進委員さんお願いします。

(高畠推進委員)

はい特に問題ないと思われませんが、一部畑で谷からちょっと土砂が流れ込んで、畑の状態が悪くなっておるんですけれども。

家の人に聞いたらちょっと整備して、クリとかを植えるということで、他は特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 16 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の 16 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の 17 番、18 番につきまして、申請地が同一であり、譲受人は夫婦でそれぞれ持ち分が 2 分の 1 であるため、一括して審議いたします。

事務局の説明の後、高畠推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 17 ページをご覧ください。

関連がありますので、三条の 17. 18 を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、贈与による所有権の売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、今回の譲受人夫婦の 2 人で行う予定とのことです。

農地取得後はキウイを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 2. 37 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして高畠推進委員さんお願いします。

（高畠推進委員）

はい特に問題ありません。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 17 番及び 18 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 17 番及び 18 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第三条に関する 18 件の審議を終わります。

続きまして、議案第 19 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを、議案審議いたします。

議案書を 8 ページの四条の一番について事務局の説明の後、曾根田推進委員さんの意見をお願いします。

（事務局）

はい。

四条の一番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の 18 ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

農地造成の用途による申請です。

申請地は、隣接河川からの浸水に苦慮していたため、かさ上げを行い、畑として利用する計画です。

造成後は、きんかん、かきを作付する計画です。

申請地では、1.0 メートルのかさ上げを行いますが、隣接する田、及び用水路に対しては同じ高さまでリードを行い、また隣接河川に対しては、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 2、1 両括弧 1、両括弧イの C の両括弧農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして曽根田推進委員さんお願いします。

(曽根田推進委員)

はい。

特に問題ないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

事務局から説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして四条の2番について、事務局の説明の後、担当推進委員さんが欠席のため、推進委員さんの意見も合わせて説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

はい。

4条の2番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の19ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑と田です。

作業道用地としての予定による申請です。

申請地南側に位置する山林の間伐材搬出のため、作業道を開設する計画です。

また、当該作業道沿線に位置する田の通行既存橋が老朽化のため、バイパス道路としても活用する計画です。

なお、申請地のうち、一筆の一部はすでに申請者が、昭和55年8月1日より作業道として利用しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

申請地では、隣接する原野、山林等を含む敷地に、総延長360メートル、幅員約3.6メートルから6.4メートルの作業道を開設します。

造成工事は整地のみ砂利敷きのみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透及び自然流下します。

なお、計画路線上の里道、水路の法定外公共物占用等、形状変更の許可については、佐伯市建設総務課用地管理係より、すでに出ていることを申し添えます。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第 21、両括弧 1、カの（1）第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

（事務局）

担当推進委員さんの方からですね、一筆の一部がすでに作業道を使われて始末書が添付されていますが、その他については特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

（会長）

はい。

事務局から説明そして担当推進委員さんからも、始末書が出てるし、問題ないというふうなことでございます。

それでは 4 条 2 番について、これより意見等を求めたいと思いますのでがございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思いますそれでは 4 条 2 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第 4 条に関する 2 件の審議を終わります。

続きまして、議案第 20 号、農地法第五条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書 9 ページの五条の一番について、事務局説明の後、曾根田推進委員の意見をお願いします。

（事務局）

はい。

五条の一番についてご説明いたします。

地図の 20 ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

農業用施設としての用途による申請です。

譲受人は杉ナイの生産を行っており、今後申請地隣接の田、田にも育苗施設ハウスを建設予定のため、申請地をスギナイの集出荷施設として利用する計画です。

なお申請地は農用地のため、佐伯市農業振興地域整備計画に関わる軽微な変更、農業用施設の、への用途変更を必要としますが、平成 6 年 6 月 5 日付で、佐伯市農政課より変更の同意を受けています。

また、申請地は、農地造成嵩上げ完了後、令和 6 年 5 月 20 日より、譲受人が砂利敷き杉ナエの集

出荷施設として利用するため、事前着工を行っているため、申請人からの始末書が添付されています。

申請地では、砂利生地砂利敷き上に防草シートを張り、散水施設を設置します。

造成工事は、現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1、両括弧1のアの（イ）のB。

農用地の許可基準の例外規定農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当します。

事務局の説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして曽根田推進委員さんお願いします。

（曽根田推進委員）

はい。

本件ですが転用許可を受けるべきところなんですけど。

事前に着工してしまい、このことは深く反省をしていますという始末書も添付されておりますので、特に問題ないと思います。

以上です。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして、担当推進委員さんからもですね、追認案件で遺憾であるけれども、始末書も添付されており問題ないんじゃないかということでございます。それでは五条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の2番について、事務局の説明の後、亀山推進委員さんの意見をお願いします。

（事務局）

はい。

五条の2番についてご説明いたします。

地図の21ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

資材置き場用地としての用途による申請です。

譲受人の既存の資材置き場は、作業台線の拠点であり、本来、海関連工事の作業ヤード、コンクリートブロック、消波ブロック等政策として利用していますが、現在置いてある資材等は置き場がないため、やむを得ずその作業ヤードに置いており、本来の作業ヤードの利用に支障をきたしている状況です。

そのため、本申請地を資材等の置き場として確保し、既存の資材置き場を本来の作業ヤードとして利用する計画です。

なお、申請地の一部には農業用の倉庫が設置されています。

申請地では、オイルフェンス、鉋さいコンクリートブロックバケット、雑資材、養殖用資材の一式及び船舶3艘、作業車両3台の資材置き場を設けます。

造成工事は整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第21両括弧1、カの（イ）第二種農地の許可要件。

申請に係る農地に変えて、周辺の他の都市を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして亀山推進委員さんお願いします。

（亀山推進委員）

はい。

特に問題ありません。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとのことでございます。それでは五条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ございませんか。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の3番について、事務局の説明の後、市原推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の３番についてご説明いたします。

地図の 22 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田と畑です。

建築家特定建築、用地としての用途による申請です。

転用者は、造成後一定期間申請地を建築条件付宅地分譲地で、分譲地として販売しますが、買い手がつかなかった場合には、転用者自身で住宅を建築します。

なお、申請地のうち、一筆の一部には農業用の倉庫車庫が設置されております。

申請地では、隣接する宅地、一筆を含む、隣接する宅地一筆を含む敷地に四区画分の分譲地を造成します。

造成工事は、盛土を行いますが、L 型擁壁を設置するため、土砂の流出崩壊をすれば、ないと思われます。

また、污水处理及び生活排水は農業集落排水処理施設に接続し、雨水は自然浸透及び自然流下します。

なお、事業予定地内には法定外公共物水路がありますが、今後、用途廃止及び譲受人に払い下げの予定です。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

周囲から見て、特に問題ないように思われます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の３番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の３番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の４番について、事務局の説明の後、坪矢推進委員さんの意見ををお願いします。

（事務局）

はい。

五条の４番についてご説明いたします。

地図の２３ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

なお、申請地は平成２０年１月１６日より、譲り渡し人の親が、土地造成、砂利敷きを行っているため、申請人連名での始末書が添付されています。

また、申請地は令和６年６月１０日付で、農用地区域内農地から除外、農振除外されていることを申し添えます。

申請地では、木造平屋建て、建築面積１５１．５４平方メートルの住宅、倉庫車庫を含むを建築します。

造成工事は、現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして坪矢推進さんをお願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも、始末書も添付されており、特に問題ないだろうということでございました。

それでは、五条の４番について、これより検討を求めたいと思います。

その他がございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の４番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の５番について、担当推進委員さんが欠席のため、事務局より説明を。

推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の 5 番についてご説明いたします。

地図の 24 ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の田です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は、子供が成長し、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

なお申請地は平成 21 年頃より、譲り渡し人が一部を、アスファルト舗装を行っているため、申請人連名での始末書が添付されています。

申請地では、隣接する雑種地、一筆を含む敷地に木造二階建て、建築面積 82.81 平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理生活排水は、合併処理浄化槽を設置し、処理水は水路に放流します。

なお、雨水は自然流下します。

古代関土地改良区から、農地転用に伴う措置等について協議が調え整い、差し支えない旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第 2、1、両括弧 1、エの両括弧 1、第三種農地の許可、許可要件、第三種農地の転用は許可することができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただけてます。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の 5 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の 5 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の 6 番についてですが、山田美之委員は申請者の代理人となっており、議事の制限に該当するため、当該案件の審議が終了するまで、退席願います。

それでは五条の 5 番について事務局の説明の後、三又推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の 6 番についてご説明いたします。

地図の 25 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人は遊漁船の経営及びイベントの企画及び広告業等を行っている法人であり、令和 6 年 5 月に申請地に隣接する住宅を購入、今後購入した住宅に、事業所の視点を置き、自宅兼事業所として利用します。

よって、新たな受自宅兼事業所には来客用の駐車場はなく、路上駐車となるため、申請地を来客用駐車場として利用する計画です。

申請地では、来客用 2 台分の駐車スペースを設けます。

造成等の工事は行わないため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透及び自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可を受けに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして三又推進委員さんお願いします。

(三又推進委員)

特に問題はないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の 6 番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の 6 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

山田美之委員は席にお戻りください。

はい。

続きまして五条の 7 番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明等、推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の 7 番についてご説明いたします。

地図の 26 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

里道拡張用地としての用途による申請です。

申請地に隣接する里道の道幅が狭く、たびたび脱輪する車両があるため、里道の高さと同じ、同じに造成、コンクリート舗装し、道路として活用する計画です。

なお、申請地は令和 5 年 12 月 12 日より、譲受人が舗装しているため、今回申請人連名での始末書を添付しての追認申請となっております。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、すでに現況の方は、事前着工されてコンクリート舗装されていますが、始末書も添付されており、深く反省しており、周囲の影響もないことから、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。事務局から説明させて担当推進委員さんからも、始末書も提出されており、周囲にも影響がないので問題ないということでございます。

それでは五条の 7 番について、これより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の 7 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第五条に関する 7 件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第 18 号、農地法第三条の 18 件につきましては、許可したいと思います。

議案第 19 号農地法第三条の 2 件につきましては、許可したいと思います。

議案第 20 号農地法第五条の 7 件につきましても、許可したいと思います。

続きましてその他の項目の①佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを議題とし、申請区分の除外について審議いたします。

最初に箇所番号 1 について、事務局の説明の後、坂本推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

案件番号一番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の 1 ページをご覧ください。

申請者土地所有者は、今後も耕作する予定がなく、また遠方在住のため、申請地を管理可能な山林用地として有効利用をしたいと考えました。

なお申請地は、申請者が平成 18 年頃から杉を植林しているため、農用地区域外申請書には、始末書が添付されております。

申請地も申請地の周囲も山林化しているため、日照通風の被害はないと思われます。

申請地は第二種農地に当たり、除外なされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われます。

なお、申請地はすでに山林用地として利用しているため、転用には追認許可申請が必要です。

また、大分県森林簿では、次のりん例が 27 年生のため、非農地証明の発行基準に照らして証明の見込みもあると思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

それでは続きまして坂本委員お願いします。

(坂本推進委員)

はい。

もうすでに終わってる状態でありますので、問題ないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは箇所番号 1 についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号 1 について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい全員賛成ということで、箇所番号 1 についての意見は特になしとします。

続きまして箇所番号 2 について本日担当推進委員が欠席のため、事務局よりの説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

案件番号 2 番についてご説明いたします。

お配りしている地図の 2 ページをご覧ください。

申請者、土地所有者は、高齢のため、農作業に支障があり、管理するのが困難になっている状況です。

除外後の土地利用者の子は、申請地に隣接地に住宅を建築しましたが、敷地が狭く、来客用の駐

車場や、子供の遊び場が足りないため、申請地を宅地拡張用地として有効利用をしたいと考えました。

なお、申請予定地番は申請面積確定のため、令和6年5月21日付で分筆登記を完了しております。

申請地では、来客用駐車スペース1台と、子供の遊び場、庭を設けます造成工事は、切り土盛りが少ないため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

申請地は、土地改良事業は行われた第1種農地に当たり、第1種農地の転用は原則として許可をすることができないと定められており、例外的に許可をすることができる場合も定められています。

本申請地の宅地拡張用地としての利用は、既存の施設の各条拡張に関わる部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るにより、例外的な許可に該当するため、許可が、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われます。

なお申請地の一部にはすでに進入度コンクリート舗装及び側溝が設置されている等のため、転用には一部ついに許可申請が必要です。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、本案件は、例外的な許可に該当し特に総合的に特に問題ない等の意見ですが、既存の住宅は新築後1年を経過していない中で新築計画においてもっと総合的な検討すべき必要があったんじゃないかなという意見をいただいています。

事務局としては、申請者の代理人にご確認しまして、やはり隣接地、正面のスライドで、左側がしすでに新築された。

住宅なんですけども、平屋建てでも敷地の中で、当初の図面通り、住宅が建築されているんですけどもやっぱり庭の部分が少なくてですね、今の部分宅地を拡張したいということで、今回の除外の申請の案件になっております。

推進委員さんのおっしゃる通りもっと当初の計画の段階でここまで敷地があった方がよかったってことで申請おいてですね、そこは、もっと今後ですね、当初から計画があった方がよかったなことでお話をさせていただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、特に問題ないんじゃないかという意見がございました。それでは箇所番号2について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで箇所番号2についての意見は特になしとします。

続きまして箇所番号3番について、事務局の説明の後、矢野委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

案件番号 3 番についてご説明いたします。

お配りしている地図の 3 ページをご覧ください。

申請者、土地所有者は、今後も耕作する予定がなく、また、申請地は山林に隣接した傾斜地のため、今後除外後の土地利用者に、申請地を譲渡し、山林用地として有効利用をしたいと考えました。

申請地では、クヌギ等を植林する計画です。

申請地の北側は山林であり、その他隣接地には農地及び住宅はないため、日照通風の被害はないと思われます。

申請地は第二種農地に当たり、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われます。

なお、申請地のうち一筆は、すでにクヌギを植林しているため、転用には追認許可申請が必要です。

また、植林後 20 年以上経過している場合は、非農地証明の発行基準に照らして証明の見込みもあると思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、矢野推進委員さんお願いします。

(矢野推進委員)

はい。

特に問題はございません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明そして担当推進委員が特に問題ないとの意見がございました。

それでは箇所番号 3 についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号 3 について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで箇所番号 3 についての意見は特になしとします。

続きまして箇所番号 4 について事務局説明の後、寺嶋委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

案件番号4番についてご説明いたします。

お配りしている地図の4ページをご覧ください。

申請者、土地所有者は、今後も耕作する予定がなく、子である、除外の土地利用者が所有する船舶の既存の置き場が手狭となっているため、交通の利便性がよく身内の所有の土地で、費用がかからない本申請地を船舶置き場、資材置き場用地として有効利用をしたいと考えました。

申請地では、船舶の置き場5艘程度及び運搬車両の転回スペースを設けます。

造成工事は1メートルの盛土を行いますが、コンクリート塀を設けるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

城村水利組合より農用地区域内農地から、除外することについて条件を履行することで、同意する旨の意見書が添付されています。

本申請は農用地区域内から除外が必要な面積等を確認するためにも、申請地のさらに具体的な利用計画がわかるもの、進入路、資材の名称や数量、寸法が記載された配置予定図が必要ですが、正面のスライド写真の通り、最初、正面のスライド写真の通り、申請者からは、隣接側溝水路に対する造成計画も決まっておらず、配置予定図面のみの提出となっております。

農用地区域除外申請書の受け付け担当課の農政課より、申請者除外後の土地利用者に再度利用計画図の提出を依頼しましたが、現時点では、ご覧の配置図、配置予定図しか準備できないとのことでした。

よって、今回の申請では、先ほど、ご説明いたしました、船舶の置き場、5隻程度及び運搬車両の転回スペースの利用計画でご審議のほどお願いしたいと思います。

申請地は第二種農地に当たり、今後、農用地区域内の農用地区域内除外容認要件、必要性、農用地区域内除外要件である必要性を満たすと判断でき、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると。

思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして寺島推進委員さんお願いします。

(寺島推進委員)

申請者は昔知ってるんですけど、しかし今回申請でですね、フリーハンドでただ船を5艘展示という、ことを書いてるんですけど、盛土1メートルするコンクリートで側壁をする、こちらの左側県道が通ってるんですけど。

その県道に対して側壁をどうするのかいや、コンクリートの側壁、これの図面がないんですんで、これに関しても、三方の側壁が必要とするんですけど。

農政課に行った時に、そのフリーハンドでこういう図面をしたんでしょうけど、実際その農政課の方が必要なコンクリートの側壁をどうするのか。

事例等を見せてこんな処理が必要なんですと、本人に伝えるだとか、あと利用計画、そういうものに関しても、こんなものがその参考の事例の書類を見せて、こういうものを作成提出してく

ださいと、そういうふうには指導していけば、ちゃんとした書類もできてくるんでしょうけど。
今回これだけの地図であれば、ちょっと資料不足だとは思われます私は。
はい。
以上です。

(会長)
ありがとうございました。
事務局から説明、そして担当推進委員さんからもちょっとこの案件に対して、推進者に対して
も、資料不足だろうというふうなことで農政課の方にも、ちょっと苦情がきてるというような状
況ですが、皆さんの方箇所番号4について、皆さんの意見を伺いたいと思います。
どなたかございましたら。
挙手をもってお願いします。

(会長)
はい。
塩月委員

(塩月委員)。
16番の塩月です。
あれですね私も現地調査を行ったんですけど、県道がありますよね。
県道側に、路面1メートル下に水路があるんですよね。
水路はあるし、県道のほうに、今あります赤線の左側ですね県道。でそこにもボコッと出そうは
ねその下水路です。
これは潰せないんですよね。
だから、どこをどの近所まで三面の盛土のためのコンクリートのブロックができるのかという
図面も確かに寺嶋さんが言うように、必要なんですよ。
この向こうにちょっと高速が見えるんですがその下に私どもの選果場工場も建ててるんですけ
その時にこの県道に絶対に、敷地から橋がかけられないんですよ。
空間を作らなきゃいけないんです。
だからそういう計画も全然なされてないし、どっちから、この土地にそのトレーラーが入って
くるトラックが入っていく。
船を積んでですね、そういう進路口も何にも、示されてないんですよね。
だから、寺嶋さんがおっしゃるように確かに不信があるなと思うんで、駐車場、今までの家の駐
車場とか工場の駐車場で、転用するときでも、車何台分の駐車場とか、そういうのをはつきりし
てますよね。
だけどこれはもう本当、何て言ってもいいか、こっちが理解するのはちょっと苦しいもん、別にこ
この発展のためには別に反対の理由はないんですけど、全くだけど、もうちょっと大人の提出
書類の提出ができないのかなと思うんですけど、そこんとこ。
事務局さんもうちょっともうちょっと詰めてもらえないかなと思ってます。

(会長)

はい。

事務局。

(事務局)

はい。

委員さんのおっしゃる通りですね、農政課の方が農振除外の申請を受け付けました中で、今、スライド見ている映し出されている、ちょっと配置図で受け付けをさせていただいております。

土地の造成工事で農政課の方はですね断面図までは求めてないようにあります。

ただし、配置図も農振農用地、農用地区域内農地から除外する中で、やはり除外する面積ですね例えば一筆の一部を転用するから農振除外したいとか分筆登記等必要なんですけども。

今回、農振除外を農地区域内農地から除外する面積の確定のためにもやはり詳細な配置図、資材の数量今回出た船のこれでは、船を5はいというか5そう、置くようなんですけども、あとトラックの転回のスペースが手前にあるということで下側の道が市道になります。

市道から入るのかなっていう、進入路がどこから入るのかっても決まっていなくてないようになっています。

申請者の方が船を買い付けして、そこに今の申請地に置きたいという計画なんですけども。

買い付けて船を買い付けておくっていう資材置き場になるんですけども、船を何艘を置くっていうところも計画もはっきり決まっていなくていう中で、今、このような1メートル嵩上げして周囲の影響のないようにコンクリート塀はするんですけども、側溝側の施工方法をどうするか水路側の施工方法どうするかですね、進入路がどこから入るかっていうところが、がしっかりいただいてない中で、農政課の方から農業委員会にも意見の紹介いただいた時ももう、こちらもう締め切り、申請のですね、3.4.5条の申請の締め切りの日だったので、それから申請者さんにもご連絡の農政課からしたんですけども。

もう今この絵しか書けないということで、なっております。

今後、農業委員会、この場でですね委員さんの方で意見を、ご審議していただいて、これから農政課に意見を、農業委員会として、今回の農振除外の案件について、意見を、農政課に回答するようになってきますので、その中で、今日ご意見の中で推進委員さんの意見、塩月委員さんの意見も含めてですね。

申請は農業委員会に対するご意見を紹介いただいたんですけども、もう審議する中で、今のこの利用計画図、より詳細な図面をですね、具体的利用計画をですね、船の寸法等、何艘いう、造成計画等のですね、具体的な利用計画をですね再度、求めてその中で、もう提出が必要の理由具体的利用計画わけ提出が必要ということで、意見のご回答をさせていただきたいと考えてるんですけども。

委員さんたち、どうでしょうか。

審議できんできないというかですね大まかな全体的なここに船を置きたいっていう声は、の利用計画諏訪数で1メートルの造成して、擁壁をしますからと。

ということで、土砂の流出、崩壊がないような形で施工しますと、どこから進入するのかですね、っていうところもはっきりわからない中で、船も何艘置くかっていうところもわからない状況でですね。

これからもし除外ができて、半年後に除外が可能できれば、農業委員会に農地転用の許可申請が

いただくんですけども。

実際農業委員会農地転用許可申請をいただいた時には、こういう図面ではちょっと受け付けはできませんと行きます。

周辺の道路側溝に関しては、そこもふたをするなりするんであれば、道路管理者の大分県の方に道路占用許可等をいただいでください。

必要な、他法令の許認可度を確認させていただいて、農業委員会も申請を受け付けするようになります。

今のこのご覧の配置図、私が説明した、1メートルを嵩上げして擁壁をすると、いうことで、今見させていただいている利用計画図の中で、推進委員さんからも進入路等、道路側溝との計画もはっきりしない中でちょっと、判断ができないっていうことなので、農政課の方には、今のいただいている利用権申請の利用計画すれば、審査の方が、農業委員会として転用の見込み、除外ができての転用の見込みですね、そこが判断できないという形で回答しても、よろしいでしょうか。

(会長)

今事務局から説明があったんですけども、皆さん、どう、いかがお考えでしょうか。

矢野委員。

(矢野委員)

はい。

14番の矢野です。

一応これ農政の方は受けてうちが来るわけですけど、思ってた意見なんですけどこれはそのうちここで通ったらまた上がってきます。

うちに何件かこれ農業委員会に来るわけですけど。

そんな時に今度はバツちゅうのはいかが。

あれ、ここでも一応、もうちょっと書類なんて出して受け付けてねって言うか、何かの形でやっぱ農政課との、うちとの連絡ちゅうか、同じ課の中ですからその点をはっきりして上がっていかうと、これがちょっと。

わからんというわけじゃないですけど一応ここはやっぱ書類関係のことで動いてますんで、その点についてはある程度審議をしていただくと、これほとんどそれを作ってうちの方に持ってきてもらわんと。

うちでここで書き替えるわけいかなでしようから受け付けが違うんやから、それについては、いい悪いというこの土地をどうする、農振除外するとせんという前の問題と思う。

我々もこれを見たときにこれやったらいいんじゃないっていうのと、土地を見る前これだったらまずいんじゃない。

これ何っていい。

そういう感じがしますんで、結論を言いにくいんですけど、この土地を除外するのはどうつけなくてその前の段階受け付ける段階で、ある程度の資料はそろえてこっちにまわしてもらいたいと。

私はそう思ってます。

以上です。

(会長)

はい。

他にございませんか。

先ほど東木原君が言ったようにですね、船の規模もはっきりわからないし、何隻置くのか、或いはまた侵入路をどうするのか、いろんな面で、図面というのはわかりにくい部分があると。

ということでございまして、矢野委員からもですね、この委員会に諮る前段の話じゃないかということなんですが。

どっちにしろ、今日ここで皆さんの意見を伺って、それを今度8月に開かれるこの農振除外の会議に、農業委員会としての意見を出さなくてはならないんですが、もう一度どう、東木原君、事務局としてこういう回答したいという、先ほどのちょっと言った意見もつかい言ってみてくれますか。

おらんのか。

先ほど提案されとったじゃないですか。

(事務局)

1つは矢野。

矢野委員さんからお話があったようにちょっと受け付ける段階の前ということでごもっとも思います私も担当ながらそう思います。

こちらの絵でちょっと農政課さんが受け付けしてこちらでもう締め切りの時にもこちら持ってきて審議してくださいという内容でお話しにきましたので、なかなかもう農業委員会の方で意見を、農政課に回答する中で、今のいただいた図面では審査が、農地区分としては第二種農地で、第二種農地で、第二種農地なんだ、ですけども、他に代替地が農地以外、または第三種農地でなければ、二種農地でも、ここでも転用できますと。

ということにはなってきます。

申請の農用地の除外する面積の確定のためにも、具体的な利用計画図が、さらに必要ですという意見を農政課さんに該当するのか。

(会長)

はい。

はい。

飛高委員。

(飛高委員)

4番です飛高です。

やはり農振地域の除外っていうのは農政課の、管轄するということですので、やっぱり農業委員会に持ってくるのが、しっかり農業委員会での書類の審査が出てくる。

だけの期間を取ると、締め切り前に。

それとやはり口頭でいろいろ申請者が言うても、口頭というのは、いざとなったら当てにならないと思いますし、今の状態で受け付けて、賛否が出たりしても、やはりこういうような申請を受け

付ける農政課には私は問題があると思うんやな。

農業委員会に、もうあとは預けて賛否を農業委員会で決めて欲しいというような感じのやり方っちゅうな、ちょっと問題じゃないかと思うんで、厳しく農政課にも、こういう意見があったというのを、伝えて欲しいと思います。

(会長)

他にございますか。

はい。

吉岡委員。

(吉岡委員)

10 番の吉岡です。

農政課の方の事情なんですけれどもおそらくですね、申請の受け付け拒否は法的に、できないものだろうと思うんですよ。

で、不完全な資料のまま受け付けざるをえなかったと。

それと審査の手続き上、申請書を農業委員会、合議を取って、これも手続き上必要なことだったんだろうと思います。

で、一連の処理としてはやむを得なかったんでしょうけれども、これを受けた農業委員会側としては、資料ではもう判断できませんという回答をお返しする。

しかないのかなというところだと思うんですけども。

(会長)

皆さんどうでしょうかまだ他に意見ございますか。

大体今まで発言された方の内容を聞くとおんなじような答えになるんですが。

農業委員会としてはこの今の資料だけでは除外申請の面積が妥当なのかという判断もできないと。いうことと、農業委員会として、これを除外申請に、に意見として出せるような、資料不足が資料不足だということで、もうそれで回答するしかないんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

もうそれで意見として。出したいと思いますが賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、事務局のそのような取り扱いをしていただければというふうに思っております。

それから次が箇所番号 5 ですね、箇所番号 5 については、担当推進委員さんが欠席のために事務局よりの説明と、委員さんの意見も合わせてお願いしたいと思います。

(事務局)

はい。

案件番号 5 番についてご説明いたします。

お配りしている地図の 5 ページをご覧ください。

申請者、土地所有者は、今後も耕作する予定がなく、除外後の土地利用者ありである。

申請地に隣接する工場が従業員の増加に伴い、近くに駐車場を必要としており、現在離れた場所に、実際置き場として土地を借りていますが、近くにあれば便利のため、本申請地を工場用地として有効利用したいと考えました。

なお申請地は、申請者が年月日不詳から土を入れて埋めているため、農用地区域除外申請書には始末書が添付されています。

申請地では、従業員用駐車場 13 台、材料置き場、家具組み立て場外国人及び見習い研修室、簡易な研修者宿泊施設、建築物はプレハブ構造を設ける計画です。

造成工事は切り土盛りとはないため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理生活排水は浄化槽を設置し、処理水は、隣接する楊伯水路に放流します。

小島地区土地改良組合より農用地区域から組合から、区域内から除外することについて、条件を履行することで同意する旨の意見書が添付されています。

申請地は、都市改良事業が行われた第 1 種農地にあたり、第 1 種農地の転用は原則として転用することが、原則として許可することができないと定められており、例外的な。

例外的に許可することは、できる場合も定められています。

本申請地の工場用地としての利用は、既存の施設の拡張拡張に関わる部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限るに。

より例外的な許可に該当するため除外なされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われます。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは箇所番号 5 についてこれより検討求めたいと思います。

またございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号 5 について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで箇所番号 5 についての意見は特になしとします。

以上で、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について定数に関する 5 件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②非農地証明願についてを議題といたします。

最初に番号 1 について、事務局の説明の後、担当推進委員欠席のために、推進委員の意見も併せて、お願いしたいと思います。

(事務局)

はい。

すいません。

非農地証明願一番を説明いたします。

申請地の調査は6月18日に担当地区の戸高推進委員と事務局二名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市蒲江大字蒲江浦の一筆です。

申請地の土地の用地申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、所有者が平成6年に相続しておりますが、相続時点から耕作者がおらず、放置されたため、山林化しております。

現状はスクリーンに映し出している通りで、草木が繁殖しており、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいています。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局から説明と、それから担当推進委員さんからも特に問題ないと意見がございました。

それでは番号1についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。

特にないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは番号1について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして番号2について欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

非農地証明願2のご説明いたします。

まず初めに、先ほども案内図、住宅案内図等々ですね、以前も送ってましたが、前のスクリーンに映し出しております。

その部分お願い。

申請地の調査は6月27日、担当区の稗田推進委員と事務局二名で実施いたしました。

申請地は佐伯市本匠大字井上の2筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、平成6年に前所有者が相続しておりますが、農地法の知識がなかったため、杉を植林しています。

また、鳥獣被害も大きいため、耕作はしておらず、放棄されたため山林化しております。

現状はスクリーンに映し出している通り杉が植林されている状況で、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局から説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは番号2についてこれより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号2について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、番号3についてここも担当推進委員さん欠席のために、事務局より説明と推進委員さんの意見も併せてお願いします。

(事務局)

非農地証明3番の説明をいたします。

申請地の調査は6月21日に担当区の稗田推進委員と事務局二名で実施をいたしました。

申請地は本匠大字井上の一筆です。

申請地の土地の表示申請人は議案書の通りです。

本申請地は先ほどの2番の、申請地に隣接する場所です。

2番と同様に、農地法の知識がなかったことから昭和50年ごろ。

杉を植林しております。

現状はスクリーンに映し出している通り杉が植栽されている状況で、植林されている状況で、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見、意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明と担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは番号3についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号3に、3でいいかな。

3について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

はい。

はい。

番号4について、事務局の説明の後、岡田推進委員さん帰ったな。

はい。

担当推進委員が帰りましたので、推進委員の意見もあわせて説明をお願いします。

(事務局)

非農地証明4番を説明いたします。

申請地の調査は6月18日に担当区の岡田推進委員と事務局二名で実施いたしました。

申請地は佐伯宇目大字塩見園の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は昭和60年ごろ農地法の地域がなかったことから、杉を植林しています。

現状はスクリーンに映し出している通りで、杉が植林されており、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

途中で、地元推進委員は退席されておりますが、特に問題ないとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局から説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは番号4についてこれより意見等を求めたいと思います。

ございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思いますそれでは番号4について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号5について。

(事務局)

非農地証明願5番の説明をいたします。

申請地の調査は6月18日に担当地区の岡田推進委員と事務局で二名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市宇目大字塩見園の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は昭和60年ごろに、農地法の知識がなかったことから、杉を植林しています。

植林により放置されたため、山林化しております。

現状はスクリーンの通りで、杉が植林されており、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況

から判断すれば困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは番号5についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号5について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして番号6について、事務局の説明の後、松本推進委員さん、まだおるかな。

はい。

意見をお願いします。

(事務局)

はい。

非農地証明願6番を説明をいたします。

申請地の調査は6月25日に担当区の松本推進委員と事務局二名で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市宇高島の一筆です。

3月に一度非農地証明が出てる隣接地です。

申請地の土地の表示し、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が平成27年に相続しておりますが相続時時点から耕作者がおらず放置されたため、山林化しております。

現状は、スクリーンに映し出している通りで、草木が繁殖しており、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして松本推進さんお願いします。

(松本推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

ありがとうございました。

事務局から説明そして担当推進員さんから特に問題なしという意見がございました。

それでは番号6について、これ意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号6について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する6件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の③。

非農地通知書についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。

非農地通知について説明をいたします。

今回の非農地通知につきましては、お配りしておりますように、大字海崎の非農地判断についてです。

通知の概要についてですが資料の1ページの通り、大字海崎筆数は399筆、面積は110、11.343ヘクタールです。

送付予定者は111人です。

非農地通知書は、非農地判断については、令和3年4月1日付けに、経営第3505号、農林水産省経営局農地政策課長通知で、3人以上の農業委員推進員で利用状況調査をした場合、その結果に基づいて非農地判断できるとされております。

佐伯市では現在3人以上での利用状況調査を行っておりませんので、今回非農地通知書発送予定地地域の一覧の中から、赤判定の農地を抜粋して写真を撮影しております。

これによってこの写真を全委員に見ていただくことで3人以上の調査確認に代えさせていただき、非農地判断の根拠とさせていただきたいと思います。

では抜粋した非農地判断の地図の地番の写真を順番にいたしますのでご覧になってください。

非農地一番は資料名簿の一番、1ページの一行目、字いせがき浦、175-1、地目畑、現況は山林。2番目は、字、羽山、423番と424番、現況に雑木が寄生している状況です。

続いて非農地通知3番、字中のきり641番、非農地通知、現況山林、非農地通知4番。

字、片山1278番、現況山林、非農地通知、5番、字さんつう、みとおろれんですが、1923番と1924番、現況が山林、非農地通知6番。

字このひら2002221番現況山林、非農地通知、7番。

2758番2759-1、2760-1。

同じく山林。

最後、非農地通知8番。

3375 は現況山林と。

いずれの場所も山林か原野化しております。

以上です。

承認の方よろしく願いいたします。

(会長)

わかりました。

わかった。

はい、笠村委員。

(笠村委員)

私地元なんで、大体状況わかるんですけど写真で見たらこうですけどね。

中の方に入っていったら、ちゃんと管理してるところもあるんですよ。

だから一概にこの写真だけで判断できないんですけどね。

(会長)

事務局何かありますか。

(事務局)

はい。

今回ですね、赤判定をした農地がですね、全体の中の半数を今回通知しようとしております。

やはりですね、航空写真等も見た中で、まだ畑の隣接地、住宅の隣接地とかいうところも数多くございますので、そういう部分についてすべてをですね、非農地という形で判断をしているところではございませんで、どうしてももう山林化しているというようなところを抜粋して、非農地ということで送らせていただこうとしております。

(笠村委員)

この今表がずっとあるじゃないですか。

何ページも。

この人たち一度確認はするんですか。

(事務局)

もうその方たちにですね、もう赤判定をして、もう農地性がないということで、畑とかですね田っていうところを、山林或いは原野という形で、地目を変えれますよっていうことで通知をいたします。

(笠村委員)

今からするんですね。

(事務局)

そうです。

（笠村委員）

はい。

そんな確認をするんなら構いませんけど、例えばさっき推進員来てた推進員の名前も入ってるんで。

彼が一生懸命草刈してるんで、確認を取ればいいです。

はい。

（会長）

よろしいですか。

はい。

それではですね、これより皆さんから意見をさらに求めたいと思いますが、どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

そこは、ちょっと待ってください。

今笠村委員が草刈りしよるところは、今回はどう、どうなるんですか。

今、草刈りしよるところはと今回出すんかな。

（事務局）

全部出してですね、ちゃんと管理をしているっていうところについてはですね、非農地から非農地判断したものを取り消しをすとかですね、或いはその同じような土地があるんだけどこっちの土地はす。

山林にしてこっちの同じ判断のものも同じような状況のものは入れてくれないのかっていうようなお話もあります。

その場合は追加、追加或いは取り消しっていう形もですね、通知を出した後にですね、また整理をさせていただこうと思っておりますので。

よろしくお願いします。

（会長）

はい。

飛高委員。

（飛高委員）

これは通知を出して、返事がこの人もおるんじゃないかと思いながら、正直言うと、そういう時のさっきの笠村さんが言うたようなところ、その人は推進委員だけに、おそらく返事が来るけど、そうじゃない人で管理しようって、ほら管理してるのにもうほたっちゃってという話が結構あると思うね。

そんな時はどうなんのか。

お願い、わかったら、はい。

（事務局）

今回ですね、毎年８月から９月に実施していただいております。

農地の利用状況調査でこの中で、赤判定、もう耕作放棄地とかもう、遊休農地、耕作の遊休農地ではないというような形の判断をされた土地を抜粋してっていうふうにしておりますので。

はい。

（塩月委員）

塩月です。

これは赤判定を今 20。

令和 6 年で、何年分の赤判定からの判断でやってるんすか。

（事務局）

今、大字別にずっと非農地判断をしてると思いますけど、令和 3 年 4 年 5 年の部分で、はい 3 年間の部分を非農地判断して、本来はその年内に判断をするっていうところなんですけど、まだちょっと全部、全体を判断し終えてない部分ですので、今回の大字海崎は 3. 4. 5 年の分です。

（会長）

はい笠村委員。

（笠村委員）

その辺私がもうずっと調査したとこですけどね。

こういったところはね、調査の対象になってません。

パトロールの利用状況調査の。

のところを最初から調査に行く。

範囲に入ってませんよ。

それやそんなの除いてますよ。

それ確認してみて、タブレットにこんなところを見に行けって書いてないから。

（事務局）

もう令和 3 年から赤になってる部分ですね。

（笠村委員）

もう私がずっとそうだ。

（事務局）

一応赤判定になってるものを抜粋しております。

（会長）

もう、もうそういうことやな。

うん。

もうしてるわけやな。

うん。

はい。

そういう状況です。

それではうん。

はい。それでは取りまとめたいと思います。

賛成される方案に賛成の方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で非農地通知書に関する審議を終わります。

それではここで一旦休憩いたします。

20 分からでいいですかね。

今 15。

うん。

だから 5 分やろ。

皆さんいいでしょうかー。

再開する前はいい。

再開するにあたってちょっと先ほどのですね、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてと、これの 4 番、箇所番号が 4 番ですね、天野寛子さんの船舶置き場の用地、これについて農政課の方がちょっと説明したいということで見えてますんで、ちょっと。

しばらくの間。

どうぞ岡部君。

（農政課）

はい。

すいません。

農政課の岡部と申します。

お時間いただきましてありがとうございます。

今回この件につきまして申請をいただいております内容が、船の売買をすることによって、その仕入れた船の置き場として利用したいということで伺っております。

図面につきましては、窓口であるとか、あと電話で再三ご提出いただくようお願いをしたところなんですけれども、やはり買い付ける船の大きさ、またそれを乗せてくる車の大きさ等によって、やはり、その敷地への搬入それから導線そういったものが変わってくるので、後々その出した計画と違う部分を指摘とか受けてもちょっと、なかなかそれに対して回答ができないので、今とし、現状として、こういった形での利用を予定しているということで、この図面、ここまでのものしかちょっと準備できないということで、申請者からは、お預かりした図面はもうこれがすべてになります。

で、ちょっと何とかいただいたりお電話とかでも、やはりちょっとこれよりさらに詳しいものつていうので、お願いをしたところでもあるんですけれども、もう現状これが精一杯ということで、お預かりしております。

すいません。

ありがとうございます以上です。

（波戸崎委員）

県道等の県道の横の用水路の部分の造成の仕方なんかはやっぱ、ちょっと図面が必要じゃないのかなっていうふうに単純に思うんですけど、それに対しては。

（農政課）

横を走っている県道と敷地の間を通っている水路とかにつきましても、一応お話はしております。

ただ結局トラックをどのようにつけれるかによって、水路はもうふさがない方向ように、農業周りの農業に影響がないようにとかですね。

いう形での話では伺っております。

すいません。

ただ、やはり先ほど申し上げました、車の大きさとか乗り入れの方法によって、ちょっと現時点でこうこうするんだっていうのが、なかなかちょっと言いにくいということで回答がっております。

（矢野委員）

どうも矢野です。

すいません。

いいですか。

そして、さっき船の大きさでと言いましたけど、常識的船は真っ白トラック等で運ぶと思うんですよ。

50 メートルというふうな船は常識的トラックの長さも最大限決まっています。

今日本で走れる長さは、それ以内最小とすればそれお答えに僕ならないと思うんですよね。

最大限 50 メートルぐらいこんなじゃけ、幾らきてもトラックならそれから何ぼ出ても幾ら。

それでらんで船の長さ大体こんなくらいのように、それによってこれが図面をかけないというのはいかなもんなあ、そんなこと通るのかなと思う。

自分、誰が考えてもわかるでしょ。50 メーターのトラックのありやせんのやけん。

それをまともに受ける注文をいかなものかなあと思うんですが、その点よろしくお願ひしたいここ遊び場じゃないもんね。

うん。

よろしく。

（農政課）

はい。

船の大きさ、車の大きさ。

おっしゃるように、もう、やはり国内で決められたサイズの大きさがある中で、やはり横の向この水道の施設の方に入っていく道路と、あとそのこっちの県道の方の道路、どちらから乗り入

れをするかっていう部分ですね。

やはりトラックのサイズ、船のサイズ、もうすいません。

私ももう窓口で受け付けの時、あとまた後でちょっと何とかお電話をさせていただいてちょっと怒られながらですが、お願いをしたその時にいただいたちょっと回答の仕方。こんなふうな回答だったということしかちょっとお伝えできませんけれども、もう、やはりそのトラックの大きさに、やっぱり置き方、乗り入れ方変わってくるんで、今それをはっきりと図面にはできないということで、すいませんも見ていただいた図面しかいただけなかったような次第です。

(会長)

もう今の岡部君から説明があったんですけど、もうこれ聞き置くだけということになるんじゃないかと思うんですけど。

(波戸崎委員)

はい。

農振農用地をやっぱり除外するっていう申請名じゃないですか。

やっぱりそう、それなりのちゃんとした理由というか、書類なんかも、やっぱ僕たちが納得できる。

ものをやっぱり用意していただくっていうのが、そこの協議にかけるところの理由になるのかなと思うので、もう少し、ちゃんとしたというか、協議できる内容の書類を持ってきていただきたいというふうにちょっと思います。

(農政課)

はい。

ありがとうございます。

はい。

ご本人に、もうちょっと利用計画図面をですね、依頼する時に、これから農業委員会であるとか、県庁県の方にですね、書類を提出して協議してもらうにあたって、もっとこう詳しい図面が必要なんだっていうこと。

採算伝えております。

その上で、すいませんもう無理だというか、もうこ今回のこの見ていただいた図面がもう精一杯だという回答でした。

(局長)

すいません市楽です。

はい。

農政課の今説明につきましては、農業委員会の先ほどの判断の中が少し、農政課の受け付けにかなり不備があったんじゃないかと。

というような部分が今度意見としてつきますよと、というような話の中で、農政課の方が少し受け付けて、この状態で提出をせざるをえなかったというご説明でございますので、先ほどの判断の部分を覆してくださいとかいう話ではなくてですね。

農政課はこういう形で受け付けましたということの説明でございます。
申し訳ございません。

(会長)
はい。
塩月委員。

(塩月委員)
うん。
さっきの手書きの図面なんですけど、要は、あそこは現状は長方形ですよ。
左側が。
県道でここは市道でなんていうのかな。
し尿処理施設のあれがあるわな。
こん時にここに水路を通ってますよね。
ここに、ここに大きな水路、川があって、それからまた 50 センチの中までコンクリの擁壁が入ってますよね。
だからそんなのをマイナスしたときに、これから何センチ、中に入れてこっちの。方から何センチ中に入れて、こっから何センチの中に入れて全長なんぼで、横が何ぼで、どっから出入りしますっていう、せめてそんなくらの図面は正確なもんがないと。
ちゃんと数字が記載されて、最低でも、だったら、手書きで船の形のようなものがあってもおかしくはないんですよ。
基本の幅と長さが全然出てないんですよ。
進入路で県道の方から入ってのはちょっとまた厄介な工事があるじゃないですか。
進入路のこっちだったらもうそのまま入るんだけど。
それじゃいやうちはこっから入るんだとなったら、そういうそういうところの図面もいるし、うん。
何もむちゃくちゃを言ってるんじゃないんですよ。
だからそういうのは何も記載されてないから、えってなんだよな。
以上です。

(農政課)
はい。
すいません。
今回この図面をいただいた時にもうすべて、やっぱりやってみないとわからないっていうところからちょっと言葉が始まりました。
おっしゃったようにその土を元にしてもその法面とかですね、そういったどれぐらい確度付けるとか、一応埋めるのは 1 メートルぐらいということでお話はあってるんです。
あとコンクリート米とかあってあってるんですけども。
やはりちょっといろいろお話をする中で、すいませんもう繰り返しになりますが、見ていただいた内容がもう、どうしてもこれしか準備ができないというお返事を回答をいただいて、すいませ

んもうちょっと、こういった図面しか。
準備ができなかったっていう。
次第になります。

(会長)

岡部君ご苦労様。

次に、私たちが進みます。

それではですね、次に農用地利用集積計画案についてですが。

集積と促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは農政課説明をお願いします。

お願いしますが、農政課より、前回の説明事項における訂正の申し出がありましたので、併せて説明をお願いします。

(農政課)

はい。

農政課の矢野です。

よろしくお願いします。

今月の案件の前に、先月の農用地利用促進計画案の移転。

訂正を行います。

先月の農用地利用促進計画、括弧案説明後に、飛高委員さんから借り受け、借り受け者、近藤まさき氏は、初めての借り受けであるかとの質疑がありました。

私がですね、初めての借り受けであるとお答えしましたが、正しくは、以前にも借り受けがあり、2回目の借り受けでした。

訂正してお詫び申し上げます。

それでは、今月の案件を説明いたします。

令和6年9月1日開始分の27件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、新規で登記地目田、一筆、89平米。

登記地目畑、3筆937平米。

契約期間10年のもの、新規で登記地目、田5筆、8957平米、登記地目畑、3筆1391平米。

更新で、登記地目田8筆、8711平米。

登記地目畑2筆、1505平米。

登記地目原野。一筆、213平米。

契約期間19年、4月のもの新規で登記地目田、一筆899平米。

更新で登記地目畑、一筆602平米。

契約期間20年のもの、更新で登記地目田。2筆1303平米。

以上合計27筆、面積が2万4607平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、承認したいと思います。

続きましてその他の項目。

あれちょっと待ってくださいよ。

5 でいいかな。

いいんかな。

続きましてその他の項目の 5。⑤ですか。

うん。

うん。

松尾孫重佐伯市農地利用最適化推進委員の辞任届についてを議題といたします。

去る令和 6 年 6 月 7 日付で佐伯市農業委員会会長宛に。

はい。

この件については、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

はい。

すいません。

事務局市楽でございます。

すいません。

ちょっと私の方が会長の口実を少し早めに作ってたものですから、辞任届という先ほど文言ございまして申し訳ございません。

解嘱という、言葉に改めさせていただきたいと思いますよろしく願いいたします。

それでは改めまして、松尾孫重佐伯市農地利用最適化推進委員の解嘱案について、ご提案並びに同意をいただきたいというふうに思っております。

別紙の方に資料がございますけども、まず要旨としましては、皆さんご承知の部分だろうと思うんですけども。

本年 3 月から病気療養中でございました。

松尾委員さんにつきましては、家族からの聞き取りにより、現在も入院を継続しており、回復は困難である旨が確認できております。

病気発症から 4 ヶ月ほどが現在経過しておりますけれども、今後も当該委員の職務を果たすことにつきましては困難であるという判断をいたしました。

これに伴いまして、農業委員会等に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、松尾孫重推進委員の

解嘱を提案するものでございます。

また松尾委員さんにつきまして、退任後の後任の選任方法につきましても、あわせて提案をさせていただきます。

2、氏名等につきましては、もうご覧の通りでございます。

経歴等につきましてはまではもう省略させていただきます。

3、解任の理由につきましては、身体の故障に対する回復が認められず、職務の執行は困難と判断したことによるものでございます。

これまでの経緯につきましては先ほど申しましたように、3月に自宅の方で、倒れそれからずっと入院を継続されております。

病状につきましては、重篤であるというような旨、その間、事務局の方でも、息子さんを通じて確認等々を行いまして、最終的には6月の初めに息子さんと連絡取り、もうこのまま回復の見込みはちょっと難しいという判断の部分と、それと離職をさせていただきたいんだなというような話でございましたので、事務局としましては、離職を前提として解職ということで考えさせていただきました。

5の解嘱の選択につきましては、農地利用最適化推進委員が離職する場合は農業委員会等に関する法律の規定がございまして、いわゆる、事務局が提案してまず解職と、いわゆる本人の申し出という辞職、この二つとなりますけれども、現在におきましては、当人の意思確認ができない状態でございますので、本人の申し出というのは困難であろうという判断をせざるをえないために、これまでの農業委員だとかの推進委員だとかいうものをお受けいただきまして本人の功績につきましては非常に多大なものでございますけれども、家族の了解も経た上で、解嘱という選択をさせていただきました。

次に後任の選任につきましてですが、農業委員会に関する法律第17条の第1項の規定によりまして、推進委員を委嘱しなければならないということが規定されておりますけれども、これはいわゆる任期が満了に伴ったものの委嘱でございまして、いわゆる任期途中の委嘱に再委嘱等につきましてはその規定がございません。

これも県の農業会議の方にも確認したところ、後任の補助については必ずしも必要としないというような回答もいただいております。

事務局としましては、まだ残りの任期が2年ほど残しておりますので、まだ長期であるという意味を踏まえまして、後任を委嘱すべきだというふうに考えますけれども、現在、松尾委員の代役を務めていただいている飛高委員さん等々の意見も事務局としては、お聞きをしたつもりでございますけれども、その中でも、現実には公募しても、なかなか応募者はいらっしゃらないのじゃないかなと、というような部分も踏まえて、推進を受けていただける方が、整った後に公募をするのが良いんじゃないかなということで、これがすぐ後任を受けていただけるような方がいればですね、それに間に合うような形の今度手法としても、広報等おつ通じますのでやっぱり2ヶ月ほどの期間は、結局記事の申し出が1ヶ月半ぐらい前にしなきゃいけないもんですから、そういうふうな形になるんですけども、後任がなかなかいない場合は、もう少し遅れるかと思います。

実際もうフライングじゃないですけど先に公募出していなければそれをまた繰り返すというような形。そうするとまたその間2ヶ月なり、経過した後の公募という形になりますので、運営委員会の中でもお諮りをいただきまして、人生が整った後に、形的な公募になるかもしれませんけれども、そういう形で一般から募集をするという形で、この理念につきまして提案をさせていただきます。

たいと思います。

(会長)

ただいま事務局長から松尾推進委員の件について説明がございました。

どなたか質問、ご意見等ございませんか。

はい。

山田美之委員。

(山田美之委員)

はい。

8 番山田です。

解嘱日なんですけれども、それはいつになるのか事務の手続き等があるので、そこはここでもう決めないといけないのかなというふうには思っております。

(事務局)

はい。

事務局です。

本日同意をいただければ本日が解嘱の日付になるというふうに解釈しております。

(会長)

はい。

山田委員。

(山田美之委員)

事務手続きの方には、今日でいいんですか。なんか、農業新聞のお金とか毎月毎月こう引かれても、月が変わって7月になってるので、そういう事務手続き等を踏まえると、今月末っていうこともあるのかなって今思ったので、ちょっとお伺いしたんですけども、今日解嘱日にしてしまつて、そのあとのいろいろな引かれるものとか何か支払うものとか、支払いも7月分がどうなるのかとかもあるのかなというふうに思ってます。

(事務局)

はい。

その部分につきましては今までの積み立て等もありますのでそちらでそちらの方で精算をするようにしてます。

一番はやはり報酬の部分でございまして、長期に渡って先延ばしするということになると、やはり活動もできない方に対する報酬の支給が本来正しいのかという議論も生まれてきます。

現在は、報酬を支給してしないという規定がございません。必ずまだ在任中は支給しなければならないという規定がございます。

法制係等々、とも協議したんですけども、そういう状況につきましてはなるべく早めに解決する必要があるかということで、報酬が日割りになるのか、もう、3 日間でもひと月分になるのか国

会議員の報酬も同じではございますけどもそれはもう規定に沿った対応をして参ります。

(会長)

どうですか。

意見まだありますか。

結局、その報酬を支払う起点。基準日、これはいつになるのかな。

そうすることによって、7月末でも、いいわけですから、そこのところへもう一律、7月の1日時点で、退職しておれば、7月分の報酬は支払わないならんというような規定があると思うんですよ。

だから、その今の7月中のいつの時点が、解嘱日になるのか、そこ急いである必要ないだろうし。

(事務局)

とですね今の部分につきましては、あくまで条例上はいわゆる月報酬という形になってます。

ですから現在辞任しても、いわゆるひと月分という形になります。

ただ任期が変わったときに、皆さん変わったときに、報酬がおそらく日割りで支給されていると思います。

ちょっとこの件につきましてそれが逆に正しかったのかっていうのを今法制の方に確認をしています。

それがいわゆる法律違反ではないのかなと。

いわゆる月収月報になってるものを日割りにしてよいのかというような部分も法の解釈とかいろんな部分がありますので。

その部分につきましてはもう市の決定の方で従っていただきたいというふうに思ってます。

ですから事務局としましては、その決まりがいいのは月末だとか、というような部分もありますけども。

これまでの状況等も踏まえれば、本日でも特に支障はないのかなというふうな思いを持っております。

(会長)

どうですかもうあと、意見はないですね。

はい。

それではですね、もう取りまとめたいと思います。

あと松尾孫重佐伯市農地利用最適化推進委員の解嘱について、同意される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということでそのように取り扱いたいと思います。

はい。

(竹中委員)

竹中です。

竹中委員と解嘱については、今皆さんの決議があったので、あと6番まではいいと思うんですけど、後任の選任について。

公募しても現実的に応募者はいないと思われるのでってあるんですけど、その誰かが思ったんでしょけど、公募はやっぱり公募としてして、応募者がその時点でいないならば、期間を延ばすとか、何かこう、選任のなんかを別に何か検討するとかして、公募だけは解嘱した後はしないとイケないんじゃないかと思うんですけど。

人がいないから、人選が整った後にとか言ったら、どうやって当たるのかもわからないので、公募はしたほうがいいと思うんですけど。

(会長)
事務局。

(事務局)
今言われることは正論だろうと思います。
ただいわゆる現実的な部分も踏まえての提案でございましたので、その部分につきましては、あくまで人選は別として、まず公募すべきだというような皆様のご意見であれば、そのような形で対応をいたします。

あくまで先ほど事務局が言いました部分につきましては裏技じゃないですけども。
それが一番ベストなのかなという思いの部分でございましたので、今委員さんが言われましたような、正論でやるべきだということであればそれで結構だろうと思います。

(飛高委員)
竹中さんが言うたように、やっぱそれなりの手続きした方がいいのかなというような気持ちもしますんで10月ごろ、おるかおらんかは別として、10月頃ということですので、1回手続きだけして、おらんおらんそれと並行しながら、どっかおらんかなってというような感じで、振興局なりと協議していった方がいいのかなあとと思います。
その間は、私が、未熟ですけど、やらせていただきます。

(会長)
はい。
ほいじゃ。
そうしますか。
はい。
うん。

竹中委員が言うようにですね、一応公募だけして、その間、10月ごろまでかかるということですからその間は飛高委員に兼務してもらうと言う形で、よろしくお願ひしたいと思います。

はい。
はいこれにて全日程が終了いたしました。
それでは会閉会の言葉を、副会長お願ひします。

(副会長)

これもちまして令和6年第7回佐伯市農業委員会を終了いたします。

長時間ご苦労さまでした。

お疲れ様でした。

(17時06分閉会)